

改正年金制度に基づく生涯生計費研究（第1報）

○ 日大短大（非） 田崎 裕美
東京家政学院大 村尾 勇之

<目的>わが国における社会構造の急速な変化に対応するため、年金制度の一部が改正され、平成7年度より施行された。本研究では勤労者の生涯収入（年間賞金・退職金・年金）に同制度が及ぼす影響を明らかにするとともに、生涯収入における所得格差の実態を要因別に明らかにすることで、生涯生計費に関する新たな経済指標を提起することを目的とする。

<方法>今回の年金制度の改正点は年金の満額受給年齢の引き上げ、年金保険料徴収率（額）の段階的引き上げ、育児休業時の年金保険料の本人負担分の免除等である。まず、労働省『賞金センサス 平成8年版』をデータとして、これらの要因が生涯収入に及ぼす影響をクロスセクション方式によるシュミレーション試算（改正制度と前制度）によって明らかにした。次に、生涯収入を性別、学歴別、職種別、産業別・企業規模別に算定を行い比較することで、各要因による所得格差の実態について明らかにした。

<結果> 1. 厚生年金制度では制度移行時に満60歳～満64歳時の年金収入（平成8年時）が93.6万円、5年間では468万円の減額となる。2. 厚生年金保険料の全負担額を改正年金制度施行前（平成6年）と移行後（平成37年）について比較した結果、大卒・夫（産業計・企業規模計）の場合で1,503万円が3,087万円となり、負担額が倍増することが明らかとなった。また、夫50代の実収入に対する非消費支出（社会保険料+税金）の比率は、施行前の25%が移行後には30%となり、非消費支出の増加が家計を圧迫することが懸念される。3. 大卒・夫（産業計・企業規模計）を基準として、生涯収入における所得格差の実態を各要因別に明らかにした結果、性別や職種を要因とする格差が最も大きく約2倍となった。